

令和 8 年度 第 449 回千葉地方最低賃金審議会 議事要旨

- 1 日時 令和 8 年 7 月 2 日（木）14 時 30 分～15 時 26 分
- 2 場所 千葉県教育会館新館 4 階 401 号室
- 3 出席者 公益委員 3 名、労働者委員 5 名、使用者委員 5 名（計 13 名）

4 議事要旨

（１）千葉県最低賃金の改正決定について（諮問）

千葉労働局長から、最低賃金法第 10 条第 1 項に基づき、千葉県最低賃金の改正決定について諮問がなされた。

（２）令和 8 年度千葉地方最低賃金審議会の運営について

審議会運営規程等 4 規程について審議を行った結果、現行どおり運営することとした。

（３）運営小委員会・特別小委員会の設置について

両小委員会を設置し、各側 3 名ずつ計 9 名で構成することを決定した。また、それぞれの委員を選出した。

（４）千葉県最低賃金専門部会の設置・運営について

千葉県最低賃金専門部会を設置し、各側 3 名ずつ計 9 名で構成することを決定した。専門部会委員候補者の推薦公示及び関係労使からの意見聴取に係る公示について事務局から説明を受けた。

意見陳述については、要望があり適当と認められる場合に実施することとし、具体的な運営は運営小委員会で協議することとした。

また、特定最低賃金専門部会については、決議が全会一致の場合に最低賃金審議会令第 6 条第 5 項を適用することとした。

（５）今後の審議日程について

事務局から、本年度の地域別最低賃金及び特定最低賃金の審議日程案について説明を受け、了承した。詳細については運営小委員会で協議することとした。

(6) 千葉地方最低賃金審議会の公開等について

本審議会及び議事録の公開については、従来どおり、公労使三者協議部分を公開し、二者協議部分は非公開とする取扱いを継続することとした。

(7) その他

事務局から最低賃金関係資料、経済統計資料等の説明を受けた。

また、令和 8 年 7 月 14 日に船橋市内の介護施設において事業場視察を実施予定である旨の報告を受け了承された。

5 決定事項

- (1) 各運営規程は現行どおりとする。
- (2) 運営小委員会及び特別小委員会を設置する。
- (3) 千葉県最低賃金専門部会を設置する。
- (4) 意見陳述の取扱い及び審議日程案を了承する。
- (5) 審議会及び議事録の公開について従来の取扱いを継続する。